

**志布志市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年3月

志布志市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

I 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進することが必要不可欠です。
- 県では、平成31年4月から3年間、「学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、県教育委員会、市教育委員会では、「在校等時間の上限に関する方針」を制定し、それに基づいた取組を行ってきました。
- 令和7年6月の給特法等の改正を受けて全面改正された指針では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。
- 志布志市の全ての子供たちが、未来を生き抜く豊かな力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。また、子供たちを最前線で支える教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるような環境整備が求められています。
- これらのことを踏まえながら、学校における働き方改革を通して、本市の学校教育が更に充実するとともに、教育職員一人一人が、意欲を高め能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 志布志市の現状

- 本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する指針として県教委から示された「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」（以下「規則」という）を踏まえ、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「教師の勤務時間の上限に関する指針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでまいりました。

- 具体的には、教育職員の在校時間を校務支援システム（See-Smile2）により計測することで客観的に校長等が確認したり、開錠（出勤）及び施錠（退勤）時刻の目安を設定したり、部活動休養日を設定したりしてきました。
- また、業務改善に効果のあった取組等を紹介し活用を促したりするほか、業務改善に積極的な学校の取組を管理職研修会において紹介したりする等、管理職のマネジメント能力の向上も図ってきました。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月 45 時間を上回る割合		月 80 時間を上回る割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
上半期	20.3%	31.1%	0.9%	2.4%
下半期	23.0%	23.3%	0.6%	1.5%

- 時間外在校等時間が月45時間を超える割合が小・中学校で上半期・下半期とも20%を超えていて、特に中学校の上半期が高くなっています。その理由として、部活動の終了時刻が上半期の方が遅いことが考えられます。小学校では、下半期がやや高くなっていますが、学校行事等が多く、その準備等に時間を要していることが影響していることが考えられます。また、わずかではありますが、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員もいます。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づいて、本計画を策定するものです。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とします。
- イ 1 年間における1 か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とします。
- ウ 教育職員の1 年間時間外在校等時間を360時間以下とします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(【 】内は令和6年度の数値)

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とします。【12.4日】

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%とします。

【16.2%】

ウ 育児に係る休暇・育児休業取得計画表の作成率100%を目指します。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ 志布志市特定事業主行動計画の期間に合わせます。

※ 1年ごとに各年度の取組内容を整理し、必要に応じて更新します。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実状を踏まえつつ、スクールガード、学校運営協議会等と連携し、保護者、地域住民による通学路の見守り活動等を引き続き推進します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間の見回り等の例としては、定期的、あるいは長期休業中や地域行事の際に行っている見守り等があります。これらについては保護者・地域住民に委ねることとします。

補導された児童生徒の引き取りに関して、保護者が第一義的な責任を負うことについて、学校運営協議会等において認識を共有します。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

P T A会費等の学校徴収金について、銀行口座振替で一括管理できるように各学校で推進します。

(エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

「学校におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する指針」（令和

7年9月策定)を周知し、保護者・地域と学校とのよりよい関係をつくるとともに、教育職員の負担軽減と教育の質の維持を図ります。また、留守番機能電話を設置し、勤務時間以外は留守番電話機能を活用するとともに、緊急時の連絡先は、市教育委員会となることを保護者・地域住民にPTA等の機会を捉えて周知し理解を得られるようにします。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

校務支援システム(See-Smile2)の機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。また、国や県から依頼される調査等について、市教育委員会で予め内容等を確認し、調査内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。

(イ) ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理

実状に応じてICT支援員のサポートや、外部業者との連携を積極的に行い、ICT機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理を行います。

(ウ) 校舎の解錠・施錠

教頭等、特定の教育職員に校舎の解錠、施錠の業務が集中することがないよう、教育職員で役割の見直しを推進します。

(エ) 部活動

国、県の動向を踏まえながら、令和8年度より、平日も含めた部活動の地域展開を推進します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理

校務支援システム(See-Smile2)の機能や、ICT機器を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減します。

(イ) 学校行事の準備・運営

行事内容を見直し精選を図るとともに、地域コミュニティ協議会等と連携した準備、運営を検討します。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築します。また、教育

委員会において医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施するなど、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を受けることのできる体制を構築します。

特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材、学校教育専門官等の学校への派遣を拡充します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、予備時数を20時間程度とし、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しなど、日課表の工夫を行います。

ウ デジタル技術の活用により校内・教育職員間の事務・連絡業務や保護者対応業務等の校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を450点にします。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組みます。

ア 校長は、教育職員の時間外在校等時間について絶えず状況把握に努めるとともに、業務量の平準化等について調整を図る。1か月時間外在校等時間が45時間を超えた教育職員に対しては面接を行い、改善に向けての指導・助言を行います。

イ 1か月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。

ウ 終業時刻から次の始業時刻の間に11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。

エ 心身の健康問題についての相談窓口や、担当者の周知を徹底します。

オ ストレスチェックの実施率100%を維持し、実施後の集団分析の結果等を公表するなどして更なる職場改善を推進します。

カ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する働き掛けを行います。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況やストレスチェック集団分析の結果等を把握し、毎年度、志布志市のＨＰで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材を確保するに当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム（See-Smile2）で把握し、その他の状況については、本市で導入しているストレスチェックの結果や、年次有給休取得日数調べから把握します。
- (4) 市教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを行い、改善できるまで伴走型の指導等を行います。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会の理解と協力を得ながら教育職員の働き方改革に向けて取り組みます。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため首長部局と連携し、保護者や地域のコミュニティ協議会等に対して、本市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。